平成２６年（フ）第３５号
静岡県浜松市西区舘山寺町2218番地
債務者　山崎　謙次
1　決定年月日時　平成26年２月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鈴木　孝裕
4　破産債権の届出期間　平成26年４月１日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年５月20日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成26年５月20日まで
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２６年（フ）第３６号
静岡県浜松市西区舘山寺町2218番地
債務者　山崎美代子
1　決定年月日時　平成26年２月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鈴木　孝裕
4　破産債権の届出期間　平成26年４月１日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年５月20日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成26年５月20日まで
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２６年（フ）第１４３２号
神奈川県海老名市浜田町７―17
債務者　近藤　健二
1　決定年月日時　平成26年２月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　池内　稚利
4　破産債権の届出期間　平成26年３月24日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年５月23日午後２時30分
6　免責意見申述期間　平成26年５月23日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第７５号
千葉県我孫子市本町３丁目２番28―713号　アビイマンション
債務者　森本　圭祐
1　決定年月日時　平成26年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　塚本　晶也
4　破産債権の届出期間　平成26年３月27日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年６月２日午前10時
6　免責意見申述期間　平成26年５月30日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２６年（フ）第１５６９号
宮城県仙台市泉区八乙女中央３丁目４―36―501
債務者　岡本　　仁
1　決定年月日時　平成26年２月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　上石　奈緒
4　破産債権の届出期間　平成26年４月１日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年６月２日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成26年６月２日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第２号
新潟市西区金巻1131番地の３
債務者　青木　徹夫
1　決定年月日時　平成26年２月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　野口　祐郁
4　破産債権の届出期間　平成26年４月８日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年５月23日午前10時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成26年４月22日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第２０号
京都府木津川市木津奈良道46番地１
債務者　城野　淳子
1　決定年月日時　平成26年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　川口　直也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年４月23日午後３時
5　免責意見申述期間　平成26年４月９日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第５号
山口県下関市小月本町２丁目15番９号
債務者　山本　和惠
1　決定年月日時　平成26年２月25日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　清水　弘彦
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年４月10日午前10時40分
5　免責意見申述期間　平成26年４月10日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２６年（フ）第３５号
埼玉県所沢市美原町３丁目2947番地の12
債務者　高橋　敏雄
1　決定年月日時　平成26年２月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小林　善亮
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年４月30日午前10時
5　免責意見申述期間　平成26年４月17日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２６年（フ）第２５号
高知市宇津野22番地20、住民票上の住所高知県高岡郡椿原町坪野田161番地
債務者　川上　豊昭
1　決定年月日時　平成26年２月25日午前９時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石川　雅康
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年５月27日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成26年４月22日まで
高知地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第３１２号
北九州市小倉南区上吉田１丁目２番22号
債務者　樋口さくら（旧姓竹留）
1　決定年月日時　平成26年２月24日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　木﨑　良平
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年５月15日午前10時
5　免責意見申述期間　平成26年４月24日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第３７１号
北九州市八幡東区帆柱１丁目１番30号
債務者　市川　信孝
1　決定年月日時　平成26年２月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中藤　　寛
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年５月22日午前10時
5　免責意見申述期間　平成26年４月24日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２６年（フ）第８号
長野県上田市上田1504番地４
債務者　藤森　輝臣
1　決定年月日時　平成26年２月25日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　川島　利夫
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年５月20日午後２時15分
5　免責意見申述期間　平成26年４月25日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２６年（フ）第１３８号
名古屋市中区松原１丁目２番23号　第３栄ビル３Ｄ号
債務者　小﨑　絹子
1　決定年月日時　平成26年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　上松健太郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年５月13日午後２時10分
5　免責意見申述期間　平成26年４月30日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第７１７号
北九州市八幡西区三ケ森２丁目５番28―107号
債務者　篠原　康熙
1　決定年月日時　平成26年２月25日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中西　俊博
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年５月20日午前11時
5　免責意見申述期間　平成26年５月１日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２６年（フ）第１７８号
名古屋市港区木場町６番地の18　サン・コーポラス木場1011号
債務者　村光　祐二
1　決定年月日時　平成26年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　池山豊二郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年５月20日午後１時50分
5　免責意見申述期間　平成26年５月２日まで
名古屋地方裁判所民事第２部